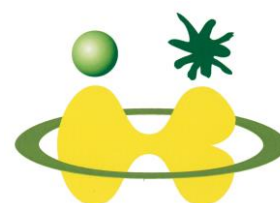


# 訪問診療・居宅療養管理指導 重要事項説明書・契約同意書 (介護予防)



ID \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様



医療法人 光風会 北山病院

所在地: 沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 307 番地

## 1. 訪問診療とは

通院が困難な方のご自宅へ月に1～2回訪問日時を決めて、医師が計画的・定期的にご自宅を訪問し診療を行います。

## 2. 介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な利用者様に対して、医師が利用者様の居宅を定期的に訪問して、利用者様やご家族に対して介護サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導や助言を行います。

指定居宅介護支援事業所、その他の事業所に対して介護サービス計画の策定に必要な情報について提供させていただきます。

## 訪問診療サービス内容

診察、処置、血液・尿検査、医療器管理、点滴、経管栄養、胃瘻管理、在宅酸素療法  
人工肛門(ストマ)管理、褥創処置、在宅緩和ケア、在宅ターミナルケア

## 往診について

訪問診療日以外に、発熱などの体調不良で往診を希望される場合、医師の調整が必要となります。お電話でご確認下さい。

## 薬の受け取り

- ・病院薬局・直接北山病院薬局で受け取りとなります。
- ・院外処方・処方箋をお近くの薬局へご提示下さい。支払い後、受け取りとなります。

## 利用料等のお支払い方法

・診察料は、月締めでのお支払いとなります。診察翌月に請求書を郵送または、いたします。  
内容をご確認の上、月末まで病院会計窓口でお支払い下さい。

※銀行振り込み、口座引き落としもご利用いただけます。ご相談下さい。

- ・交通費については、現在請求致しておりません。

## 保険者証の確認

- ・サービス利用の際は、医療被保険者証、介護保険被保険者証、をご提示下さい。
- ・以下は、お手持ちの場合ご提示下さい。  
特定疾患医療受給証・公費負担受給者証、  
診療情報提供書(他医院を受診していた方で、ご用意できる場合)

# 介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書

(令和3年4月1日現在)

利用者に対する介護予防居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当該事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

※医療保険における訪問診療を行う場合には、介護予防居宅療養管理指導は訪問診療と読み替えるものとする。

## 1. 介護予防居宅療養管理指導事業者(法人)の概要

事業所の名称	医療法人 光風会 北山病院
主たる事業所の所在地	沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 307 番地
法人種別	医療法人
代表者の氏名	安里 義徳
電話番号	0980-56-2339

## 2. 事業所の概要

### (1)事業所名称及び事業所番号

事業所の名称	医療法人 光風会 北山病院
事業所の所在地	沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 307 番地
事業所番号	4712110487
管理者の氏名	安里 義徳
北山病院 電話・FAX	0980-56-2339・2340

### (2)事業所の職員体制

従業者の職種	人数
医師	5人
看護師	4人
事務員	2人

### (3)職員の勤務体制

従業者の職種	勤務時間
医師	8:30~17:30
看護師	8:30~17:30
事務員	8:30~17:30

### (4)診療日

診療日	診療時間
月・火・水・金	8:30~17:30
木・土	8:30~12:30
診療しない日	日曜日・祝祭日・当事業所が定めた休日

※24 時間対応の方は緊急時連絡先にご連絡下さい。

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態にある者に対し、適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
運営の方針	北山病院が実施する指定介護予防居宅療養管理指導の従業者は、要支援者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービスを提供する者との密接な連携に務めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### 4. サービスの内容と費用

#### (1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
医師が行う居宅療養管理指導	<p>担当の医師が通院の困難な利用者に対してその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所及び居宅サービスを利用するその他の事業所に対して居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行う。</p> <p>また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行う。</p> <p>※事業所への情報提供については、個人情報の利用目的(別紙資料1)で、利用者の同意を得て行っています。</p>

#### (2) 費用(※1 割負担の場合の金額となります)

##### 居宅療養管理指導費

単位/円

居宅療養管理指導費 I	単一建物居住者が 1 人	514
	単一建物居住者が 2～9 人	486
	単一建物居住者が 10 人以上	445
居宅療養管理指導 II	単一建物居住者が 1 人	298
	単一建物居住者が 2～9 人	286
	単一建物居住者が 10 人以上	259

##### 在宅患者訪問診療料

在宅患者訪問診療料 I	同一建物居住者以外の場合	888
	同一建物居住者の場合	213
在宅患者訪問診療料 II		150

### 5. 実施地域

今帰仁村、本部町、名護市原則16km以内とする。

### 6. サービス利用方法

まずは、お電話でお申し込み下さい。担当職員がお伺いいたします。

#### 7、キャンセル

キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

キャンセル料はかかりません。

#### 8、サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所ご利用者様相談口	責任者	安里 義徳
	ご利用時間	8:30～17:30
	ご利用方法	電話(0980-56-2339)

当事業所以外に市町村窓口に苦情を伝えることができます。

今帰仁村福祉保健課	0980-56-2101
本部町福祉課	0980-47-2165
名護市役所市民福祉部介護長寿課	0980-53-1212
沖縄県国民健康保険団体連合会	098-860-9026

## 《 別添資料1 》

### 個人情報の利用目的

当事業所では 利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

#### 《 当院内での利用目的 》

- ① 利用者等に提供する介護サービス(検討会議・サービス担当者会議での利用を含む)
  - ② 介護保険事務
  - ③ 管理運營業務
- 1、サービス等の管理
  - 2、会計・経理 ・保険事務の委託 ・審査支払い機関へのレセプトの提出  
・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
  - 3、審査支払機関又は保険者への照会
  - 4、公的機関等からの問い合わせ・行政上の業務の対応
  - 5、利用者の介護・医療サービスの向上

#### 《 他医療機関・介護保険事業者等への情報提供を伴う利用目的 》

- ①医療機関の医師等の意見・助言を求める場合
- ②居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携や照会への回答
- ③検体検査業務の委託その他の業務委託
- ④家族等の心身の状況説明

#### 《 上記以外の利用目的 》

- ①当事業所内部での利用に係る利用目的
  - 1、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 2、当事業所において行われる学生の実習への協力
  - 3、当法人において行われる事例研究
- ②他医療機関・介護保険事業者等への情報提供に係る利用目的とした外部監査機関への情報提供

# 契 約 書

## 第1条 (目的)

- 1 事業者 医療法人 光風会 北山病院(以下「乙」という。)、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者(以下「甲」という。)がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、甲の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより甲の療養生活の質の向上を図ります。
- 2 乙は、介護予防居宅療養管理指導サービスの提供に当たっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

## 第2条 (契約期間)

- 1 この契約書の契約期間は、訪問診療開始日から1年間とします。
- 2 但し、上記の契約期間の満了前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。
- 3 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一内用で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 4 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約間の満了日の翌日から更新後の要介護(支援)認定有効期限の満了日までとします。

## 第3条 (居宅療養管理指導サービスの内容及びその提供)

- 1 乙は、乙に属する医師又は管理栄養士を派遣し、契約書別紙重要事項説明書に記載した内容の介護予防居宅療養管理指導を提供します。
- 2 乙は、甲に対して当該介護予防居宅療養管理指導の提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を書面に記載します。
- 3 乙は、甲の介護予防居宅療養管理指導の実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- 4 甲は乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。  
但し、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

## 第4条 (居宅支援事業所等との連携)

- 1 乙は、甲に対して介護予防居宅療養管理指導を提供するに当たり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めます。

## 第5条 (感染症対策)(災害時の対策)

- 1 居宅療養管理指導提供するにあたり自身の健康管理に留意し、出勤前に検温を行い発熱や寒冒症状がある場合は自宅待機とします。
- 2 患者宅訪問前に電話で連絡し、当日の寒冒症状の有無やその他の体調変化については予め確認します。
- 3 患者宅に入る前に手指消毒を行います。
- 4 換気を徹底します。
- 5 使用した医療機器は患者さんごとにアルコール消毒します。
- 6 寒冒症状のある患者さんの診療では、飛沫感染及び接触感染を想定した標準予防対策を行います。
- 7 同居家族さんに対しても不要不急の外出を控えるよう指導します。

- 8 患者さん宅を出る際にも手指消毒を行います。
- 9 在宅酸素や吸引器その他の医療機器を使用している患者さんの停電時の電源の確保について確認を行います。
- 10 ベット周囲の安全確保の指導を行います。(落下物を防止するだけでなく救助の妨げとならないよう足元や床面を生理整頓します。)
- 11 薬や医療機器についての知識を持っていただくよう指導します。  
( 飲んでいる薬の名前や効能、医療機器の外部バッテリーや酸素ボンベがどのくらいの時間持つか、薬のストックも準備する必要性もある事等)
- 12 日ごろからご近所の方との連携に努めます。

#### 第6条 (ハラスメント対策の強化)

居宅療養管理指導の提供にあたっては、適切なサービス提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

#### 第7条 (費用)

- 1 乙が提供する介護予防居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 甲は、介護予防居宅療養管理指導の対価として、前項の費用の額をもとに月毎に算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する介護予防居宅療養管理指導のうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にその介護予防居宅療養管理指導の内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、前2項に定める費用の他、介護予防居宅療養管理指導の提供に要した交通費の支払いを甲に請求することができます。
- 5 乙は、介護予防居宅療養管理指導の利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

#### 第8条 (利用者負担額の滞納)

- 1 甲が正当な理由無く利用者負担額を3ヶ月以上滞納した場合は、乙は、1ヶ月以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をした場合、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額12万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

#### 第9条 (秘密保持)

- 1 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその家族の秘密を漏らしません。
- 2 甲は、介護予防居宅療養管理指導の実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、乙の従業者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。



但し、その場合、乙は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

#### 第10条（甲の解約権）

- 1 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、3日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

#### 第11条（甲の解除権）

甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 1 乙が、正当な理由なく、本契約に定める介護予防居宅療養管理指導を提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。
- 2 乙が、第9条に定める守秘義務に違反した場合。
- 3 乙は、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な自由が認められるとき。

#### 第12条（乙の解除権）

- 1 乙は、甲が法令違反又は介護予防居宅療養管理指導提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

#### 第13条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 2 第2条1項及び2項により、契約満了日の7日前までに甲から契約解除の意思表示があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 3 甲が第11条により契約を解除したとき。
- 4 乙が第8条又は第12条により契約を解除したとき。
- 5 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 6 甲において、介護予防居宅療養管理指導の提供の必要性がなくなったとき。
- 7 甲が死亡したとき。

#### 第14条（損害賠償）

- 1 乙は、甲に対する介護予防居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。但し、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

#### 第15条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### 第16条（協議事項）

- 1 この契約に定めない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。
- 2 この契約の成立を証するため本証 2 通を作成し、甲乙書名押印して 1 通ずつ保有します。

# 契約同意書

令和 年 月 日

利用者(甲)と事業者医療法人光風会北山病院(乙)とは、介護予防居宅療養管理指導サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

当事業所は、サービス内容説明及び重要事項説明書に基づいて、介護予防居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項、個人情報利用の目的について説明をしました。

事業者(乙)	(事業所番号)	4712110487
	住所	沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊307番地
	事業者(法人)名	医療法人 光 風 会
	施設名	医療法人 光 風 会 北 山 病 院
	代表者名	院長 安里 義徳 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明に基づいて、事業所より、介護予防居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項、個人情報利用の目的について説明を受けました。

利用者(甲) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄)